一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）との間に、一般家庭ごみ収集運搬業務委託（以下「委託業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　本契約は、甲が実施してきた一般家庭ごみ収集運搬業務について、直営による業務から民間委託へ円滑に移行し、業務の安定的かつ効率的な実施を図るため、当該業務を乙に委託することを目的とする。

（委託業務の内容）

第２条　甲は、那覇市一般廃棄物処理実施計画に基づき、乙に一般家庭ごみ収集運搬業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

２　委託業務の内容及び収集運搬方法は、別に定める一般家庭ごみ収集運搬業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

３　乙は、一般家庭ごみ収集運搬車両（以下「使用車両」という。）について、業務遂行に必要とする車両及び人員を確保するものとする。

４　委託区域は、別紙委託区域図のとおりとする。

５　乙は管理責任者を定め、収集にあたる車両及び人員配置計画を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認める場合においては、副管理責任者を配置することができる。なお、変更が生じた場合には速やかに本市に報告するものとする。

（一般家庭ごみの定義）

第３条　この契約において一般家庭ごみとは、一般家庭の日常生活から排出される燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源化物、有害・危険ごみ、乾電池、その他をいう。

２　粗大ごみには、適正処理困難物の廃スプリング入り製品を含む。

（法令上の責務）

第４条　委託業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他関係法令等（本市条例を含む。）の規定を守るものとする。

（契約期間）
第５条　本契約の期間は、契約締結日から令和10年３月31日までとする。
（委託業務期間等）
第６条　本契約に基づく業務履行期間の内訳は、次の各号に定めるところによる。
（１）引継業務履行期間（令和８年度）：契約締結日から令和９年３月31日までの間のうち、甲が指定する10日間とする。
（２）本業務履行期間（令和９年度）：令和９年４月１日から令和10年３月31日まで。
（業務引継）
第７条　乙は、本業務の開始にあたり、甲が従前実施していた直営による業務内容を十分に理解し、業務の円滑な遂行を図るため、前条第１号に定める引継期間において、甲の指示に基づき業務引継ぎを行うものとする。
２　甲は、本業務開始後一定期間において、乙から要請があった場合など、必要に応じて現地説明や助言を行うものとする。
（引継費）
第８条　前条第１項に定める業務引継ぎに係る費用（以下「引継費」という。）は、引継業務完了後、乙の請求に基づき一括して支払うものとする。
（業務報告書および請求書の提出）
第９条　乙は本契約に基づく委託業務について、毎月の業務完了後、次条に定める収集運搬実績報告書（様式１）を添えて甲に対し請求書を提出しなければならない。
（報告書の提出等）
第10条　乙は、委託業務の実施にあたり、次に掲げる書類により日々の業務実績を記録するものとする。
（１）収集運搬実績報告書（様式１）
（２）車両日誌（様式1-1）
（３）廃スプリング入り製品の収集実績報告書（様式1-2）
２　乙は、前項に規定する書類を取りまとめ、毎月の業務実績を翌月10日までに甲に提出しなければならない。

（委託料）
第11条　本契約に基づく委託料の総額（以下「委託料総額」という。）は、金●●円（うち消費税及び地方消費税額〇円）とする。
２　前項の委託料総額の内訳は、次の各号に定める金額の合計とする。
（１）令和８年度分委託料（引継費）契約締結日から令和９年３月31日までの業務引継ぎ期間分　●●円
（２）令和９年度分委託料（本業務費）令和９年４月１日から令和10年３月31日までの委託業務期間分　●●円
（委託料の支払）
第12条　甲は、令和８年度分委託料（引継費）について、当該引継業務完了後、乙からの請求書を受理した日から起算して20日以内に当該費用を乙に支払うものとする。
２　甲は、令和９年度分委託料（本業務費）について、月ごとに支払うものとし、毎月の支払額は、次のとおりとする。
（１）第１回から第１１回まで　毎月金●●円
（２）第12回　金●●円
３　乙は、前項の委託料について、毎月の業務完了後、甲に請求するものとし、甲は当該請求書を受理した日から２０日以内にこれを支払うものとする。
（従事者の配置）
第 13 条　乙は、委託業務の遂行にあたっては、安全かつ適切に実施するために必要な人員を配置しなければならない。使用する車両ごとの乗車人員については、２トン以上の車両は３名乗車を基本とし、２トン未満の車両は２名乗車とする。なお、緊急時ややむを得ない事情など受託者の責めに帰すことができない事由がある場合についてはこの限りでない。ただし、１人乗車による収集業務は認めない。
（契約保証金）
第14条　契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし、那覇市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除する。
（権利義務譲渡等の禁止）
第15条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護）

第16条　乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

（委託料の減額）

第17条　甲は、乙が正当な理由がなく第２条第２項に定める仕様書を完全に履行していないと認めるとき、又は第10条に定める報告を行わないときは、乙に支払うべき委託料の一部を減額し、又は保留することができる。

（従事者の行為に対する責任）

第18条　乙は、当該業務に従事する者に対し、服装、言語及び態度に留意して、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。

２　乙は、自己の当該業務に従事する者の行為に対しては、自ら行ったと同一と見なされ、その責任を免れることはできない。

（損害賠償責任）

第19条　乙は、委託業務の実施にあたり、故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償その他一切の対応及び責任を負わなければならない。なお、損害賠償発生の有無に関わらず、事件・事故・苦情があった場合には事故等報告書（様式２）及び事故等報告集計表(様式３)によって報告しなければならない。

（契約の解除等）

第20条　甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、契約解除に先立ち、乙にその弁明の機会を与えるものとする。

（１）乙が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第４条第１号から第３号までに定める基準に適合しなくなったとき。

（２）乙が、この契約に違反し、又はその他の不正行為を行ったとき。

（３）乙が、破産手続開始の決定を受けたとき。

（４）乙が、甲の指示に従わないとき。

（５）乙が、この契約を履行することができないことが明らかになったとき。

２　乙は、この契約を解除しようとするときは、その解除しようとする日の６か月前までに文書をもって申し出なければならない。

（暴力団等の排除）

第21条　甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（違約金の支払い）

第22条　乙は、第20条又は前条の規定において、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合は、委託料総額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

（協議）

第23条　この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

（管轄裁判所）

第24条　管轄裁判所は那覇地方裁判所とする。

（業務終了に伴う引継ぎ）

第25条　委託期間が満了する場合又は委託契約が解除される場合においては、甲が指示する期日までに、甲又は甲が指定した者に対して業務引継ぎを行わなければならない。ただし、委託期間満了後、乙が引き続き委託業務を受託することとなる場合は、この限りでない。

この契約を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印の上各自がその１通を所持する。

令和８年　月　日

甲　那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市
那覇市長

乙　○○○
○○○
○○○

個人情報の取扱いを定める特約

（目的）

第１条　本特約は、個人情報の保護に関する法律第66条の規定に基づき、業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報　氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。

(2) 受託者　個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。

(3) 滅失等　個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

（秘密の保持）

第３条　受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の滅失等の防止等に関する義務）

第４条　受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第５条　受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、個人情報の保護に関する法律第69条に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

２　受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

（個人情報処理の再委託の禁止または制限）

第６条　受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
２　受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

（個人情報の複写及び複製の禁止）
第７条　受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
２　受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

（個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務）
第８条　市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。
２　市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
３　市が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

（個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務）
第９条　受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。
２　受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかに原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

（個人情報の提供資料の返還義務）
第10条　受託者は、委託業務が終了したとき又は市の求めがあったときには、市の指示に応じ、個人情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。開示が電子文書又は電磁的記録による場合の返却方法及び破棄処分の方法に関しては市と受託者が協議の上決定することとする。

（従事者への周知）

第11条　受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。